職域サポートカードローン

令和７年４月１日現在

商　品　名	職域サポートカードローン
ご利用いただける方	・申込時および実行時年齢が満 18 歳以上 65 歳未満の方で、安定継続した収入のある方 ・「職域サポート制度※」を導入した事業所に働く経営者や従業員の方 （パート・アルバイト等の非正規社員も可能です。） ・しんきん保証基金の保証を受けられる方 ※信用金庫と事業所の合意が必要です。
お使いみち	健康で文化的な生活を営むために必要な資金（事業資金・投機的資金は除く）
ご融資限度額	１０万円・３０万円・５０万円・１００万円　の４種類
ご利用期間	３年（ご契約期限前に再審査させていただき自動更新となります。）
ご融資利率	当金庫所定の利率を適用させていただきます。（付利単位 100 円）なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。
お利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位 100 円とした 1 年 365 日とする日割計算
ご返済方法	・毎月 10 日（貸越元金残高に応じて定額返済【残高スライド型】） 貸越元金残高 10 万円以下　毎月３千円の定額返済 貸越元金残高 10 万円超 30 万円以下　毎月 5 千円の定額返済 貸越元金残高 30 万円超 50 万円以下の場合　毎月 1 万円の定額返済 貸越元金残高 50 万円超 100 万円以下の場合　毎月 2 万円の定額返済 ・当金庫ＡＴＭで随時ご返済できます。
保証人・担保 保証会社	・しんきん保証基金が保証しますので、担保、保証人は不要です。 （保証料は金利に含まれてます）
手数料	・カード初回発行手数料無料。 ・カードローンカードによるお借入れにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
苦情処理措置 ・ 紛争解決処置	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話 0766-74-4101）にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 富山県弁護士会（076-421-4811）金沢弁護士会（電話 076-221-0242）、福井弁護士会（電話 0776-23-5255）、東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他	・お申込みに際しては、審査がありご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・カードローンは、当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関のＡＴＭ（現金自動預入支払機）でご利用できます。

氷見伏木信用金庫